

OKINAWA

第25回 全国の単位弁護士会に沖縄部会ができることを目指して

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会長 藤川 元 (35期)

1 沖縄における「法の支配」の現状

弁護士会が司法改革を唱え、法の支配の実現を目指してさまざまな諸政策を展開するようになってから長い時間が経過した。法の支配の目的とするところは人権保障であり、日本全国どこに住んでいる国民でも等しく十分に人権が保障されるような国であることを目指して改革していくことが重要な課題である。

ところで、そうした、法の支配が行きわたった社会を目指そうとするとき、沖縄の現状を見るならば暗たんたる思いを禁じえない。沖縄には、第二次大戦以後、日本の捨て石となってきたという歴史がある。現在においても、国土面積にして0.6%しかない沖縄県に面積として米軍専用基地の70%が置かれている。その上で、日本国政府が米国に対して、独立国とは思えないほどの卑屈な姿勢を保ち続け、法にかなった堂々たる主張をすることができない、という事実が加わり、現在の沖縄は、日常的に法の支配が行なわれないという、日本の中にあっては特別な地域になってしまっている。米軍が関与した事件、事案で、憲法で保障された人権が侵害されたままとなることは枚挙にいとまがない。そして、こうした状態を正すべき裁判所は及び腰である。では、司法改革中の私たち弁護士は、この沖縄の問題とどう接したらよいのか。

2 弁護士会に対する市民の期待

ところで、沖縄問題対策部会（沖縄部会）では、第二次大戦末期に、日本で唯一住民を巻き込んだ地上戦が行なわれた沖縄戦において、沖縄県に配置された日本軍守備隊の組織的な抵抗が終わったとされる1945（昭和20）年6月23日を、戦争の悲惨さを

忘れないため、6月23日前後の土曜日の午後にクレオにおいて、沖縄戦および沖縄が現在かかえる問題をテーマとしたシンポジウムを開催することとし、昨年6月22日で3回目となった。

毎回、クレオBCが満席となるうえ、シンポに関するアンケートに対する参加者の評は、回答数がとても多いこと、回答内容として「満足した」とするものの割合がとても多いことに加えて、自由に意見を書いていただく寸評の欄にも多くの好意的な意見が寄せられており、大好評といえる。このアンケート結果から、毎回、私たち、沖縄部会員が思うことは、沖縄の問題に関する弁護士会への期待の大きさである。昨年のアンケートへの回答（出席者200名、回答123名）の中から、いくつかご紹介する。

(1) 本日のシンポジウム（講演と対談）全体についてのご感想はいかがでしたか。

満足	78%
やや満足	16%
やや不満	5%
不満	1%

(2) 沖縄問題への弁護士・弁護士会の取り組みに対しご意見・ご希望がありましたらご自由にお書きください。（以下は多くの回答からピックアップし、各回答の内容をまとめたものを記載する。）

- ① 最近法曹界さえ安倍政権への付度が感じられるこの頃、(辺野古に関する法律違反の事実を)指摘できるのは弁護士だけだと思うので法律違反の事実を発信してほしい。
- ② 今後も東京弁護士会の取り組みに期待している。
- ③ 弁護士の皆さんは心強い存在。今後も国民のサポートをお願いしたい。

- ④ あの海をそのまま残し全ての基地をなくす方向で弁護士さん達に一体となって取り組んでほしい。
- ⑤ 今後も心あるヤマトウンチューが増えることを願っている。今日は涙して聴いていた。
- ⑥ 全国各地でこのようなシンポを開催して国民に訴えてほしい。他団体とも協力して沖縄の問題につき多くの人が行動を起こす原動力になってほしい。辺野古の問題は沖縄だけの問題ではなく日本全体の問題であることを訴えてほしい。
- ⑦ 若い人たちに沖縄問題の大切さをもっと知ってもらえるよう頑張ってもらいたい。
- ⑧ このような会が行なわれていることを、もっと広く知らせてほしい。新聞等で知るよりも大変勉強になった。
- ⑨ 今後も鋭い切り込みでリードしてほしい。
- ⑩ 司法の立場で国の暴挙を強く差し止めることを実現してもらいたい。日本の三権分立が機能するよう、弁護士会も行動を起こしてほしい。
- ⑪ 権力の横暴が目に見える。まともな社会を次世代に残してほしい。
- ⑫ 沖縄にもっともっと国民全体が寄り添う気になるよう、今後もシンポを続けてほしい。

3 沖縄問題が拡がらない弁護士会

- (1) 上述のアンケート結果の参加者の意見は、昨年ばかりでなく、第1回目、第2回目においてもほぼ同様な意見が寄せられていたところである。沖縄シンポに参加した市民からは、何年にもわたって弁護士会へ期待する旨のメッセージが発せられているのである。
- (2) しかるに、弁護士会は、沖縄問題に関して、なかなか拡がりを作れないできた。

当会は、2019（平成31）年3月13日に、沖縄弁護士会が2018（平成30）年12月10日臨時総会を開催して全国の単位弁護士会の全てに呼びかけられた「辺野古新基地建設が、沖縄県民にのみ過重な負担を強い、その尊厳を踏みにじるものであることに鑑み、解決に向けた主体的な取り組みを日本国民全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議」を圧倒的多数の賛成で可決したことを受け、「普天間基地の辺野古移設に明確に反対の意を示した沖縄県民に寄り添い、政府がその民意を尊重し真摯な対応をすることを求める会長声明」を発した。

そして、この会長声明の中で、「普天間基地の辺野古移設問題は、沖縄だけではなく日本全体の問題であることから、当会は、個人の尊厳と法の下での平等及び地方自治の本旨を守るため、沖縄県民に寄り添い、沖縄弁護士会をはじめ全国の弁護士会と連携し、いま何をすべきかを引続き検討する決意である。」との意思を示した。

しかし、「全国の弁護士会と連携」することについて当部会でも協議したが良策がなかなか出ない状況であった。

4 第二東京弁護士会に沖縄部会が誕生

そうした中で、第二東京弁護士会の人権擁護委員会の中に2020年度より沖縄部会が設置されることになったことは朗報である。当部会では、この話を聞き、早速、第二東京弁護士会の鳥海準・人権擁護委員会委員長、藤田裕・同委員会担当副会長をまじえて懇談会をもち、今後、各種の企画などで協力することを約束したところである。全国の単位会で、さらにこのような動きが拡がることを期待する。